

千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託募集要項

1 趣旨

本事業は、本市が設置する千葉市ひきこもり地域支援センター（以下、「センター」という。）を運営し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談支援を行うとともに、居場所づくりや関係機関等との連携等を通して、ひきこもり本人の社会参加及び自立を促すことによって、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的として、実施するものである。

そこで、豊富な知識やノウハウ・経験等を活かし、相談者の視点に立った良質なサービスを提供するため、本事業を実施する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 委託業務

（1）件名

令和8年度 千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託

（2）内容

別紙「令和8年度 千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

（3）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし令和9年度及び令和10年度も継続して委託する場合がある。7頁9を参照）

（4）委託料

金35,339千円（消費税込）を上限とする。

（5）実施場所

美浜区高浜2丁目1番16号 千葉市こころの健康センター内

3 参加資格要件

企画提案に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていかなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該企画提案前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

（2）令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者、もしくは契約締結時までに登録が予定されている者であること。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
参加申込受付	令和8年2月10日（火）から 令和8年2月20日（金）まで
質問受付	令和8年2月10日（火）から 令和8年2月18日（水）まで
質問に対する回答掲載	令和8年2月10日（火）から 令和8年2月20日（金）まで の間に随時掲載
参加資格確認結果通知書送付	令和8年2月25日（水）までに発送
企画提案書受付	令和8年2月24日（火）から 令和8年3月 6日（金）まで
プレゼンテーション開催	令和8年3月13日（金）
選考結果の通知	令和8年3月下旬

(2) 参加申込

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時（厳守）

※郵送の場合は、提出期限までに必着。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和8年度千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託 企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 企業概要（様式3）

(エ) 委託業務の実施体制（様式4）

(オ) 業務実績（様式5） ※契約書の写し等、確認できる書類を添付すること。

オ 参加資格確認結果通知書の送付

上記により提出された書類の内容に基づき参加資格の確認を行い、令和8年2月25日（水）までに参加決定の可否について、電子メールにより通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わなかったため、本募集要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付時間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月18日（水）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「【令和8年度千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託 企画提案質問書】○○社（法人名）」とし、質問書を提出する際には、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先Eメールアドレス：seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-238-9980

ウ 提出書類

質問書（様式6）

エ 質問に対する回答

令和8年2月10日（火）から令和8年2月20日（金）までの間に、隨時、本募集要項公開と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなし、回答を公開する。

（4）企画提案書の提出

参加資格確認結果通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月24日（火）～令和8年3月6日（金）午後5時（厳守）

※郵送の場合は、提出期限までに必着。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和8年度千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課

エ 提出書類

（ア）企画提案提出資料（様式7）

（イ）企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（カ）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

（ア）基本方針及び実施計画

（イ）実施体制・業務遂行能力

（ウ）事業内容

- ① 相談及び支援事業
- ② 関係機関との連携
- ③ 連絡協議会等への参画
- ④ 普及啓発・情報発信
- ⑤ 居場所づくり

- ⑥ ひきこもりサポーターの養成・派遣
 - ⑦ メタバースの実証実施
- (エ) 事業費の積算
- (オ) 個人情報保護、情報セキュリティ対策
- (カ) 業務実績
- カ 提出にあたっての留意事項
- (ア) 提出は、1参加者につき1提案とする。
- (イ) 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
- (ウ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。
なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。
- (エ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標または名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。
- (カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課」、②タイトル「令和8年度千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④法人名を記載し、押印（※正本のみ）すること。
- (キ) 提案内容（本文）は概ね30ページ程度（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とする。
- (ク) 提案内容（本文）のうち、委託料の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。
また、見積額内訳については、人件費、諸経費等の積算内訳・根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- (ケ) 正本（1部）については、押印・袋とじとする。副本（6部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。
- (コ) 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- (サ) 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

（1）プレゼンテーション（選考会）の開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の委員長及び委員が審査し、選考を行う。

- ア 日時 令和8年3月13日（金）午後2時から午後4時まで（予定）
イ 会場 千葉市役所本庁舎高層棟4階 L会議室401（予定）
ウ 出席人数 各社2人までとする。
エ 時間 1社あたり30分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

オ 留意事項

- (ア) パソコン及びタブレット等の持込みは可とし、プロジェクタの持込みは認めない。
(イ) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくことし、追加資料

の配布は認めない。

(ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選考方法及び評価基準

ア 選考方法

選考委員会の各委員が、下記評価基準に基づいて審査を行い、委員による採点の合計点数が最も高い者を第1位として選考する。採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額も同額だった場合は、委員長の採点合計点数が高い者を第1位として決定する。委員長の得点が同点の場合は、抽選のうえ決定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。ただし、採点の合計点数が最低基準点（満点の6割）に満たない場合は委員による協議を行う。

イ 選考基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（150点満点）は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
事業実施体制	・現在のひきこもり問題を取り巻く情勢とそれに対する課題を踏まえ、業務の目的や内容を理解した基本方針となっているか。 ・実現性があり、無理のない実施計画を策定しているか。	10
	業務を遂行するため、適切な人員配置を行っており、体制が整っているか。	10
事業内容	多様な背景を有する対象者からの相談への対応方法や体制等の他、適切な助言・情報提供を行うための取組や工夫が提案されているか。	20
	対象者からの相談内容に応じて、適切な支援方法について検討するために、関係機関等と連携できる体制であるか。	10
	本市におけるひきこもり支援の中核機関として、連絡協議会に参画し、主体的に協議ができる体制が整っているか。	10
	ひきこもりに関する知識やひきこもり地域支援センターを周知するにあたり、効果的な情報発信や広報活動が期待できるか。	20
	当事者を対象として実施するプログラムや居場所づくりの内容が効果的かつ具体的であるか。	20
	ひきこもりサポーターを計画的に養成し、効果的に派遣する体制が整っているか。	10
事業費	メタバースを活用した支援の内容が効果的かつ具体的であるか。	10
事業費	委託料及び見積額の積算内訳、金額は適切であるか。	10

その他	個人情報保護・情報セキュリティ対策	個人情報保護及び情報セキュリティ対策について、適切な措置を行う計画となっているか。	10
	業務実績	過去に本事業と類似の業務に関する実績があり、ノウハウの蓄積による効果的な運営が見込まれるか。	10
合計			150

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領2-(4)に記載する委託料を超過した場合
- イ 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- オ 審査の公平を害する行為等があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかるわらず提案者全員に通知する。

また、最優秀提案者については、会社名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和8年3月下旬を目途に、千葉市ホームページに掲載する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 前項による交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 当該委託契約に係る当初予算等の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。

9 令和9年度・10年度の契約

現時点での令和9年度及び令和10年度の予算は確保されていないが、予算が確定した後に、令和8年度の受託事業者と令和9年度・10年度の随意契約の協議を行う場合がある。

10 問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

電話：043-238-9980

FAX：043-238-9991

Email：seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：精神保健福祉班 窪口・安藤